

認定こども園たちばな 保護者会会則

- 第1条 本会は、認定こども園 たちばな保護者会と称し、事務所を園内に置く。
- 第2条 本会は、認定こども園 たちばなの園児の保護者をもって会員とする。
- 第3条 本会は、園児の保護育成ならびに保育の向上を計るものを目的とする。
- 第4条 本会に次の役員を置く。
代表1名、副代表1名、会計1名、監査1名。
尚、各のクラスよりクラス代表を2名以上立て、上記の役を交代で担うこともできる。
- 第5条 役員は、会員の選挙により決する。ただし会員の総意により、園長の指名によることもできる。
- 第6条 代表、副代表、会計、監査、は役員互選により決する。但し、役員
の意により園長の指名によることもできる。
- 第7条 役員任期は、1か年とする。但し、再任をさまたげない。
役員は、任期満了の際も後任者を就任させるまで、その職務を行うこととし、
補欠によるものは、前任者残任期間とする。
- 第8条 代表はこの会を代表し、すべての事業を執行し、副代表は代表を補佐し、代表
の事故あるときはその職務を代行する。
- 第9条 会計は代表の命を受け経理を行いその年度の経理状況を総会に報告する。
但し、金銭出納帳事務は、園に委任することができる。
監査はその年度の会計状況を監査する。
- 第10条 総会及び役員会は代表が招集し、会議の議長となる。こども園職員は、会議に
出席し意見を述べる事ができる。
- 第11条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。
会費は1ヶ月500円とし、2ヶ月毎(1,000円)納入するものとする。
納入月は4月から始まり、偶数月の10日までに納入するものとする。
会計年度は、毎年度4月1日に始まり、3月31日に終わる。
- 第12条 本会則は、令和5年4月1日より実施する。
- 付則1 この会則の改廃または、役員会においての立案は総会で決する。
- 付則2 慶弔規定は、別に定める。

認定こども園 たちばな 保護者会慶弔規定

- 第1条 本会は認定こども園たちばな保護者会慶弔規定と称する。
- 第2条 本規定は、認定こども園たちばな父母、保育関係者及び園児の慶弔を目的とする。
- 第3条 第2条の目的を遂行する資金は保護者会会費をこれにあてる。
- 第4条 本規定の会計事務は保護者会会計役員がこれにあたる。
- 第5条 慶弔費支出は別にこれを定める。
- 第6条 第5条の支出細則に適応しにくい場合は、園長と保護者会代表で協議し決定する。
- 第7条 慶弔に関する返礼は受けない。
- 第8条 本規定ならびに別に定める支出細則の改正案は園長と保護者会役員が立案し、全体の役員の承認を得て実施する。
- 第9条 本規定は令和5年4月1日より実施する。

認定こども園たちばな保護者会慶弔金支出細則

	内容	職員	会員	園児
弔慰金	本人の死亡	10,000	10,000	10,000
	配偶者の死亡	10,000	10,000	
傷病見舞金	本人の傷病により1ヶ月以上の入院、療養	5,000	5,000	5,000
災害見舞金	災害の程度によるが協議により決定する	10,000	10,000	10,000

令和5年度 認定こども園たちばな 保護者会予算書

令和5年4月

収入の部	予 算	備 考
会費収入	480,000 円	保護者会収入
受取配当金収入	2 円	受取配当金
その他収入	0 円	
繰越金	284,687 円	R 4 の繰越金
収入の合計	764,689 円	

支出の部	予 算	備 考
親子遠足 (バス代)	180,000 円	バス 2 台分
JA 委託費	30,000 円	畑管理費、苗代等
梨狩り	18,000 円	畑管理費等の一部負担金
卒園進級祝い	30,000 円	ケーキ、クッキー代
誕生会	30,000 円	絵本代
会議費	100,000 円	役員会費
JMOBILE 負担金	132,000 円	一斉メール負担金
慶弔費	5,000 円	慶弔費
謝恩会花代	15,000 円	職員用
雑費	10,000 円	その他 (印鑑等、手数料)
予備費	214,689 円	
支出合計	764,689 円	